

**愛知県人権尊重の社会づくり条例第9条
に規定する「公の施設に関する指針」**

I 総論

1	指針の趣旨	1
2	対象となる施設	1
3	指針の目的	1
4	ヘイトスピーチの定義	2

II 利用許可申請に対する対応等

1	利用許可申請前の対応	4
2	利用許可申請時の対応	4
3	利用許可申請内容の判断	4
4	利用許可から利用当日までの対応	5
5	利用当日の対応	5

III その他

1	愛知県人権施策推進審議会への意見照会	6
2	人権推進課への相談・報告	6
3	留意事項	6
4	本指針の適用時期	6

参考資料

別添 1	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき」に関する判断基準	7
別添 2	公の施設の利用許可に係るフロー図	8
様式例 1	利用規約確認書	9
様式例 2	指示書	10
様式例 3	中止命令書	11
様式例 4	愛知県人権施策推進審議会への意見照会について	12

I 総論

1 指針の趣旨

本指針は、愛知県人権尊重の社会づくり条例（以下「人権条例」という。）第9条の規定に基づき、本県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「ヘイトスピーチ」という。）が行われることを防止するために定めるものである。

愛知県人権尊重の社会づくり条例

（公の施設に関する指針）

第9条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。

2 対象となる施設

対象となる施設は、地方自治法第244条第1項で規定する「公の施設」であり、本県の設置・管理条例で定めるもの（指定管理者制度を導入したものを含む。）とする。

地方自治法

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

3 指針の目的

地方自治法第244条第2項では、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」とされ、同条第3項では、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と規定している。したがって、県の公の施設について利用許可申請があった場合は、各施設管理者は、許可することが原則となる。

しかしながら、ヘイトスピーチが行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合に、公の施設の利用を許可することは、地方公共団体がヘイトスピーチを許可したと解されるおそれがある。

そのため、本県では、2016年6月に公布・施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」を受け、同年、公の施設の利用許可・不許可の基準の中に、不許可の基

準として「本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき」を明記し、公の施設において、ヘイトスピーチが行われるおそれがあることが明らかな場合には、施設の利用を許可しない取扱い方針としてきたところである。

こうした中、本県においては、人権を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、様々な人権問題に対応するため、2022年3月に人権条例を制定（4月1日施行）し、第9条で「公の施設に関する指針」に関する規定を設け、これまでの取扱い方針を踏まえた指針を定めることとしたことから、今後、各施設管理者は、本県の設置・管理条例等の規定に基づく利用許可申請があった場合には、原則として、本指針を参考にして判断することになる。

なお、指針の運用に当たっては、人権条例第13条に規定しているように、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

愛知県人権尊重の社会づくり条例

（適用上の注意）

第13条 この節の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

4 ヘイトスピーチの定義

- (1) 本指針におけるヘイトスピーチとは、人権条例第8条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」のことであり、ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と同義とする。

愛知県人権尊重の社会づくり条例

（啓発等）

第8条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。以下同じ。）の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、その解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずるものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

（啓発等）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

- (2) ヘイトスピーチ解消法第2条の解釈に関する考え方として、法務省人権擁護局から、2016年12月27日に、典型的な具体例、該当性を判断する際の留意事項として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その2）（以下「参考情報」という。）が示された。

この参考情報では、以下のとおり、ヘイトスピーチの典型的な例と考えられるものとして3つの類型が挙げられており、次の言動がヘイトスピーチに「該当し得ると考えられる」としている。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その2）

「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」することについては、一般に、害悪の告知を内容とする脅迫的言動を指すものと解される。

例：「〇〇人は殺せ」「〇〇人を海に投げ入れろ」「〇〇人の女をレイプしろ」

「本邦外出身者を著しく侮辱する」ことについては、一般に、本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいものが該当すると解される。

例：特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼ぶ。
差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える。

「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」言動については、一般に、本邦外出身者を我が国の地域社会から排除し排斥することをあおり立てることを指すと解される。

例：「〇〇人はこの町から出ていけ」「〇〇人は祖国へ帰れ」
「〇〇人は強制送還すべき」

ただし、この参考情報は、「典型的な例と考えられるものを示すにとどめる」としており、どのような言動がヘイトスピーチに該当するかについては、事案ごとに、言動の背景、前後の文脈、言動の趣旨等の諸事情を個別具体的に判断する必要がある、一律には定められない。

Ⅱ 利用許可申請に対する対応等

1 利用許可申請前の対応

愛知県行政手続条例第5条に規定する審査基準として、各施設の不許可基準の中に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき」を明記しておく。また、施設利用の不許可基準は、申請にかかるウェブページに掲載するとともに、申請窓口に提示したりする等して、広く一般に公開しておくこと。

2 利用許可申請時の対応

申請内容が、不特定多数の者が参加可能な集会（特定少数の者が参加する集会等で、その様子を動画配信することが公表されているもの等を含む。）の場合には、申請者に利用の不許可基準に該当しない旨を記載した「利用規約確認書（様式例1）」を提出してもらう。

なお、確認書の提出が拒否された場合、各施設管理者は、拒否の理由を確認した上で、Iの4(2)の参考情報を踏まえ、申請者に対して、利用の不許可基準について十分に説明を行うこと。

3 利用許可申請内容の判断

- (1) 各施設管理者は、利用許可申請書の記載内容から、ヘイトスピーチが行われるおそれがない場合は、許可をする。
- (2) 利用許可申請書の記載内容から、ヘイトスピーチが行われるおそれがあると思料される場合は、以下の区分に従って判断する。なお、判断に当たっては、客観的・具体的な事実に照らして行うものとする。

区分	状	況	対 応
判断基準 1	「ヘイトスピーチが行われるおそれがある」ことが明らかな場合		不許可
判断基準 2	「ヘイトスピーチが行われるおそれがある」ことが疑われる場合	申請者から利用目的の聴取や申請者の活動歴の確認等を行い、ヘイトスピーチが行われることが明らかになった場合	
		申請者から利用目的の聴取や申請者の活動歴の確認等を行っても、ヘイトスピーチが行われることが明らかにならなかった場合	許 可
判断基準 3	許可後、ヘイトスピーチが行われることが明らかになった場合		許可の取消

注：2016年6月9日付けで庁内各部局に対して示された「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき』に関する判断基準」（2019年11月20日付けで一部改正）に基づく【別添1参照】。

- (3) 各施設管理者は、(2)の判断をするにあたり、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）に意見照会することができる。なお、利用許可・不許可の判断は、審議会の意見を参考にした上で、各施設管理者において行うこととなる。
- (4) 判断にあたっての全体の流れは、別添2を参考にすること。

4 利用許可後から利用当日までの対応

集会等でヘイトスピーチが行われるおそれがないか、必要に応じてチラシ、ウェブページ等で情報収集すること。

5 利用当日の対応

- (1) ヘイトスピーチが行われていないか、必要に応じ、利用状況を確認すること。
- (2) 利用状況を確認した結果、ヘイトスピーチが認められた場合は、許可を受けた者に対し、ヘイトスピーチをやめるよう口頭で求め、これに従わないときは、「指示書（様式例2）」を手交すること。
- (3) (2)の指示に従わない場合は、許可を受けた者に対し、施設の利用をやめるよう「中止命令書（様式例3）」を手交すること。中止命令を行う際には、利用者の身体、展示物等に触れるなど、実力を行使しての中止は行わないこと。なお、ヘイトスピーチに該当するか判断に迷うときは、無理に中止を求めないこと。
- (4) 集会等が、ある相当程度継続する場合は、行政手続条例上の手続を行った上で利用許可を取り消すこと。
- (5) ヘイトスピーチが行われたとき（判断に迷うものを含む。）は、その事実を録音・録画等により、記録として残しておくこと。

Ⅲ その他

1 愛知県人権施策推進審議会への意見照会

- (1) Ⅱの3(3)により、各施設管理者が審議会への意見照会を希望する場合には、「愛知県人権施策推進審議会への意見照会について(依頼)(様式例4)」により、県民文化局人権推進課(以下「人権推進課」という。)に依頼する。なお、審議会は、意見を述べるにあたり、各施設管理者、申請者等に意見書又は資料の提出を求めること及び事実を述べさせること等必要な調査を行うことができるものとする。
- (2) 人権推進課は、原則として、依頼を受け付けてから2週間以内に、意見照会の結果を各施設管理者に回答する。なお、審議が長引くことが見込まれる場合は、人権推進課は、あらかじめ施設管理者にその旨を伝えるものとする。
- (3) 審議会へ意見照会をすることにより、利用許可・不許可の決定が各施設の定める標準処理期間を超えることが見込まれる場合には、各施設管理者は、あらかじめ申請者にその旨伝えておくことが望ましい。
- (4) 意見照会の結果は、個人情報に触れる部分を除き、県のホームページ等で公表するものとする。

2 人権推進課への相談・報告

- (1) 各施設管理者は、本指針の運用に関して、人権推進課に相談することができる。
- (2) 各施設管理者は、「不許可」や「許可の取消」等の判断を行った場合及び利用当日に指示書や中止命令書を手交した場合には、人権推進課に対して当該案件の概要等を報告するものとする。また、審議会に意見照会をした案件については、許可・不許可に関わらず、人権推進課に対して結果を報告するものとする。
- (3) 指定管理者は、主務課をとおして相談・報告をすること。

3 留意事項

- (1) やむを得ず「不許可」や「許可の取消」等の利用制限を行う場合は、人権条例第13条に基づき、表現の自由その他、日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意し、かつ、恣意的な運用とならないよう、また、正当な表現行為を萎縮させないよう、理由や手続等を申請者に明らかにすること。
- (2) ヘイトスピーチが行われることに起因して、他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす可能性があり、各施設の管理に支障が生じる事態が明らかに予想される場合には、Ⅱの3(2)の判断基準に加え、各施設の定める審査基準により、不許可又は条件付き許可などの対応をすることを妨げない。

4 本指針の適用時期

本指針は、2022年10月1日から施行する。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき」に関する判断基準

〔 2016年6月9日付け28県総第106号愛知県民生活部長通知
一部改正：2019年11月20日付け31人推第75号愛知県民文化局長通知 〕

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「ヘイトスピーチ」という。）が行われるおそれがあるとき」に関する判断基準は、次のとおりとする。

1 利用許可申請書（以下「申請書」という。）の記述から「ヘイトスピーチが行われるおそれがある」ことが明らかな場合

申請書に記述された利用目的、催物の名称等に、特定の民族等の属性に着目した侮蔑的、脅迫的表現が含まれている場合等、ヘイトスピーチが行われることが明らかなときは、利用を不許可とする。

2 申請書の記述からは明らかではないが、「ヘイトスピーチが行われるおそれがある」と疑われる場合

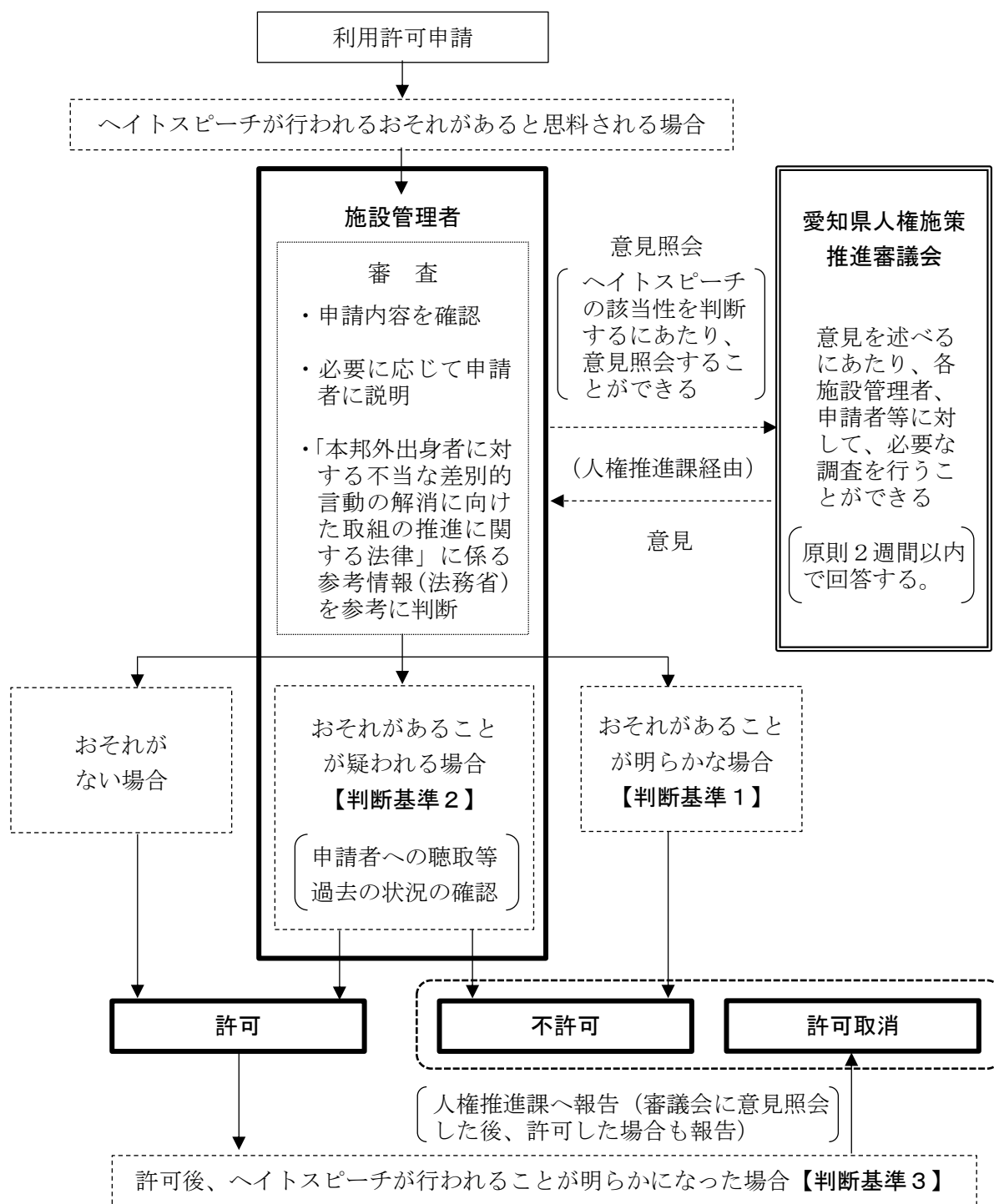
申請書の記述等からヘイトスピーチが行われるおそれがあると疑われる場合（過去にヘイトスピーチをデモ、街宣活動、集会等により行ってきた団体や個人が申請者となっている場合等）においては、申請者にその利用目的について聴取する等により審査基準該当性を確認することとし、ヘイトスピーチが行われることが明らかになったときは、利用を不許可とする。

なお、ヘイトスピーチを行わないことを確認したにもかかわらず、これに反し、ヘイトスピーチを行ったものから、不特定多数の者が参加可能な集会等（特定少数の者が参加する集会等で、その模様を動画配信することが公表されているもの等を含む。）を行うことを目的として利用許可の申請があった場合には、判断基準1（「ヘイトスピーチが行われるおそれがある」ことが明らかな場合）に該当するものとみなすことができるものとする。

3 利用許可後に第三者からの情報等によりヘイトスピーチが行われることが明らかとなった場合

一旦、利用を許可した場合であっても、その後、主催者が作成したチラシやウェブページ等により、ヘイトスピーチが行われることが明らかとなった場合は、申請書又は申告の内容が虚偽であることを確認し、利用許可を取り消す。

公の施設の利用許可に係るフロー図



- <施設管理者におけるその他の対応>
- 利用許可申請前の対応
利用の不許可基準を公開する（Web ページ掲載、申請窓口掲示 等）。
 - 利用当日の対応
 - ・ 必要に応じて利用状況を確認する。
 - ・ ヘイトスピーチを確認した場合、口頭でやめるよう求める。
 - ・ やめない場合、「指示書」を手交する。
 - ・ 従わない場合、「中止命令書」を手交する。

利用規約確認書

御利用前に、以下の内容をご確認いただき、記名をお願いします。

<利用の不許可基準>

催物の内容が、次のいずれかに該当するものについては、施設の利用を許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれのあるもの
- (2) 暴力団の利益になると認められるもの
- (3) 施設の構造上又は管理上支障のあるもの
- (4) 商品の販売等の営利行為又は宣伝行為をするもの
- (5) 催物の性質が周辺地域の静穏を乱すおそれのあるもの
- (6) 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼすおそれのあるもの
- (7) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれのあるもの

施設管理者

〇〇長 殿

上記について確認しました。

利用の不許可基準に該当する行為は行いません。

年 月 日

住所

氏名

(様式例2)

第 号

年 月 日

指 示 書

住所
氏名

様

施設管理者

〇〇長

下記の行為は、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」第8条及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当します。よって、〇〇規則第〇条の規定に基づき、〇年〇月〇日付け第〇号の利用許可書に記載の利用時間内において、不当な差別的言動を行わないように指示します。

記

- 1 行為日時 年 月 日 時 分頃
- 2 行為場所
- 3 具体的内容

4 不当な差別的言動の該当性

- 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知すること
- 本邦外出身者を著しく侮蔑すること
- その他、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動すること

(様式例3)

第 号

年 月 日

中止命令書

住所

氏名

様

施設管理者

〇〇長

下記の言動について、指示書（〇〇年〇月〇日付け第〇号）により指示を行いましたが、指示に従わなかったので、〇〇条例第〇条の規定に基づき、〇〇年〇月〇日付け第〇号の利用許可書に係る利用の中止を命じます。

記

- 1 行為日時 年 月 日 時 分頃
- 2 行為場所
- 3 具体的内容

4 不当な差別的言動の該当性

- 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知すること
- 本邦外出身者を著しく侮蔑すること
- その他、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動すること

(備考)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において、愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において、愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

(様式例4)

第 号

年 月 日

県民文化局人権推進課長 殿

施設管理者

〇〇長

愛知県人権施策推進審議会への意見照会について（依頼）

当施設において、〇〇年〇月〇日に（許可申請者名）から提出された利用許可申請書について、記述された利用目的、催物の名称等を確認したところ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあると思料されます。

つきましては、施設利用の許可・不許可を決定するにあたり、当該申請内容が、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかどうかを判断するため、下記のとおり、愛知県人権施策推進審議会に意見照会させていただきます。

記

- 1 施設名： (部屋名：)
- 2 申請者名：
- 3 利用目的：
- 4 催物の名称：
- 5 利用期間：

(添付資料)

- ・利用許可申請書
- ・施設の条例、管理規則、管理規定等
- ・その他審議会が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかどうかを判断するための資料

(例：申請者から提出された展示・講演に関するチラシ等又は電話等で聞き取った展示・講演内容の概要)

担当者：

電話番号： (内線)